

## 議案第13号関連資料

### 明石市立知的障害者福祉施設設置条例の一部改正について

#### 1. 改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正に伴い項ずれが生じることから、規定の整備を行おうとするものです。

#### 2. 改正の概要

条例第3条第1項第2号に引用している障害者総合支援法の規定を改正します。

（現行）法第5条第14項に規定する就労継続支援

（改正）法第5条第15項に規定する就労継続支援

#### 3. 施行期日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日